

【30用語】

【別而わけ】とりわけ、特別に、ことさら

【湯治とうじ】温泉に浴して病気を療治すること

【等閑とうかん】「なおざり」とも読む。いい加減に取り扱うこと、

おろそか、手落ち、怠慢

【博奕ばくち】賭博のこと。丁半・カルタ・三笠付など、様々な種類のかけごとが流行した。

【都而すべて】全部、ことごとく、おしなべて、まつたく、決して

【狼藉ろうぜき】乱暴をはたらくこと、不法・非道な振舞い

【売女ばいじょ】「ばいた」とも読む。女郎、売春婦

【躰てい】様子、すがた、ありさま、うのような

【故（胡）乱うろん】「鳥乱」とも書く。疑わしい、怪しげな、

不審な、だらしないこと

【湯宿ゆやど】温泉湯の宿屋、温泉宿。

【非分ひぶん】分不相応なこと、道理にあわないこと、無理難題

【30解説】

湯島温泉は、上越国境の三国峠に近い吾妻郡猿ヶ京村（現、みなかみ町）地内に湧き出た温泉であり、現在、猿ヶ京温泉の名で広く知られる。この地は江戸時代初期、沼田藩真田氏の所領であったが、天和元年（一六八一）の真田氏改易後は幕府代官の支配下におかれた。温泉が湧き出したのは江戸後期のことで、地元村民から開湯願いが出されたのは安永年間（一七七〇年代）であった。その後、寛政三年（一七九一）三月に再び村役人から幕府代官へ請願が出されたのを受けて、同年十月代官の下役人による実地見分が行われている。

本文書は見分から四年後の寛政七年十一月、幕府代官の布施孫三郎役所から猿ヶ京村に発せられた湯島温泉の取り締まりに関する定書である。内容は火の用心、賭け事の禁止、喧嘩口論等の禁止、隠れ売女の禁止、不審者の取り締まり、湯治人への対応など、六力条にわたっている。これにより湯島温泉は寛政三年から七年の間に開湯が許可されたものと思われる。